

イギリス革命期の経済思想 (I)

— ジェームズ・ハリントン —

浜 林 正 夫

ジェームズ・ハリントン (1611~1677) はトマス・マンより40才年下であり、ウィリアム・ペティより12才年上であるから、時代からいえば、古典派経済学がその先駆的な形体においてできあがってくる時期に生きていたことになるし、政治思想史のなかでは、トマス・ホッブズとジョン・ロックとのちょうど中間に位して、古典的な民主主義思想が成立する時期にあたっている。しかしハリントンには、マンやペティのような、体系的な経済社会の把握というようなものはみられないし、また、共和主義思想の強い主張者であつたにもかかわらず、自然法と社会契約の考え方を基本線として作りあげられてくる民主主義思想史のなかでも、孤独な異端者としての地位を与えられているにすぎない。ハリントンの思想は、周知のように、土地所有関係が政治構造を規定するという、いわゆる唯物史観の先駆として、もつとも有名であり、マーガレット・ジェームズはこれをウィンスタンリとともに、イギリス革命期の唯物論者としてとらえるのであるが、その政治的立場においてハリントンとウィンスタンリとを同一のものとしてとらえることは、もちろんできないし、マルクス主義の先駆としてとらえることにも問題はあるであろう。このようにハリントンは、思想史的に位置づけることのきわめて困難な思想家なのであり、さらにイギリス革命のなかでも、はじめ国王チャールズ一世の側近であり、のちに共和主義者としてコモンウェルス時代の國務会に参加し、しかもクロムウェルには批判的で、王政復古後には投獄され、その主著「オセアナ」は、革命中にも復古後においても危険視された、ということにややこしい立場におかれているのである。しかしそれにもかかわらず、ハリントンはイギリス革命期の一つのイデオロギーを代表していると考えられるし、経済学成立史や民主主義思想史

のなかでも、そのユニークな思考様式のもつ意味が問題とされなければならないであろう。本稿において私はハリントンの経済思想という観点から、この問題にアプローチをこころみようと思う。

Ⅰ. 経 済 思 想

ハリントンに体系的な経済理論がみられないということは、すでにのべたとおりであるが、時事的な経済問題にかんするいくつかの断片的な発言ないし提案はなされており、そのようなものを、当時の重商主義者の考え方と比較しつつ、分析することは不可能ではない。

Ⅰ. 商工業について。

ハリントンはイギリス革命の成果を確実なものとするために、プロテクトレート政権を批判しつつ、それに代る「オセアナ共和国」というユートピア的な政治機構を提案しているのであるが、この共和国の行政府は四つの委員会(council)によつて構成されている。これは国務、軍事、宗教、交易(trade)の各委員会なのであるが、このうち交易委員会にかんするハリントンの説明は、ほかの三つの委員会にかんする説明とくらべて、非常に簡単で、ハリントンの、経済問題に対する関心のうすさをしめしている。つまりそこでいわれていることは、交易というのは国家の血管(vena porta)のようなものであるから、行政者はこれに十分の理解をもち、交易のうちで有益なものと有害なものを見分けて、前者を奨励し後者を抑制すべきである、ということだけなのであつて⁽¹⁾ どういう商工業が有益なのか、あるいは有害なのか、いつたい有益とか有害とかという規準は何であるのか、奨励とか抑制とかの方法はどうなのか、というような点については、ハリントンから何もきくことはできないのである。ジェームズ・ボナーはこの交易委員会という提案において、ハリントンを重商主義者の系列にふくめようとしているようであるが、⁽²⁾ 国家が経済活動に干渉すべきであるという主張としては、たしかにこの提案は重商主義的ではあるけれども、

(1) J. Harrington : The Commonwealth of Oceana (in Works, ed. by John Toland, London, 1700), pp. 127—128. 以下のページ数はこの全集のものである。

(2) J. Bonar : Philosophy and Political Economy, (1909), p. 89.

それ以上の意味をもつものではないといわなければならない。

それでは貨幣についてのハリントンの考え方はどうであろうか。この場合のハリントンの問題は、「貨幣における富」(riches in money)と、「土地における富」(riches in land)との対比ということ、すなわち、政治権力の基礎となる富は、貨幣なのか土地なのか、という観点で提起されているのであつて、そのかぎり、いわゆる重商主義者とは観点はずれてはいるけれども、とにかく貨幣は富そのもの、富の現象形体、と考えられているといえよう。もつとも部分的には金銀の価値をその稀少性にもとめ、もし金銀が真鍮や鉄と同じぐらい豊富にあればその価値は下つてしまうであろう、という貨幣数量説的な言葉⁽¹⁾や、退蔵された貨幣は無価値であり、貨幣は流通してはじめて役にたつという考え方があり、貨幣をたんなる交換の手段とみる見解があるようであるけれども、これを展開して、貨幣価値変動の要因を問うというような態度はまったくみられないのであつて、基本的には貨幣=富という考え方にたつているといえよう。

それでは、政治権力の基礎となる富として、土地と貨幣とどちらが重要であるかといえ、いうまでもなくハリントンは、土地所有こそが基本的であると考えるのであつて、「政府は財産にしたがう (government follows property)」というハリントンの有名な命題のなかの「財産」とは、あくまで土地財産を意味しているのである。もつとも例外的には、第一にたとえば古代ギリシヤにおけるように土地所有がまだ確立されていない場合や、第二にたとえばオランダやジェノアのように、領土が狭く商業が盛んな場合、第三にイスラエルのように、土地が狭く、高利貸による貨幣の集中がある場合などには、貨幣財産の所有が土地財産の所有に優越する力をもつことが認められるのであるが、しかし一般的には、貨幣という形における富はそれほど重要ではなく、かつきわめて不安定、流動的で失われやすいから、あてにすることはできない、これに対して土地という形の富はもつとも安定的である、とハリントンは主張する⁽³⁾。当時の重商主義者の間で論争の焦点の一つとなつていた利子率の問題にかんしても

(1) The Art of Lawgiving, p. 457.

(2) The Prerogative of Popular Government, p. 246.

(3) Oceana, p. 243.

ハリントンはこれを神学的な観点からその合法性を論じたり、あるいは貿易との関係からその率の高低を論じたりするのではなく、利子徴収による貨幣の集中があつても土地所有関係をおびやかす危険はないという理由でその正当性をみとめ、しかしあまりに高率の利子徴収がおこなわれることは危険であるとしてこれを4パーセントに法定しようとする、というまったく異なつた立場で、利子の問題を論じているのである。⁽¹⁾このように、政治権力の基礎をもつばら土地所有にもとめるハリントンの見解は、商工業の役割を過少評価するものであるという批判をうけ、あるいは、土地所有の過大評価は17世紀のジュントルマンであるハリントンにとっては当然のことであるという弁護をうけたりしているのであるけれども、問題はそのような点にあるのではなく、ハリントンが商工業の役割をどうとらえていたのか、ということにあるのである。

これまでのべてきたように、ハリントンは商工業(=「貨幣における富」)の役割を、土地所有に従属する副次的なものとしてとらえているのであるが、それでは商工業の役割はまったく無視されているのであろうか。たしかにハリントンには、その当時の経済思想家にほとんどすべて共通してみられる貿易差額論や産業保護の主張はみられず、商工業がはたすべき独自の役割は無視されているといえよう。しかしハリントンは、別の観点から商工業の役割をとらえているのである。その一つは、いわばその政治的な役割ともいふべきものであつて、商工業の発達⁽²⁾は都市をうむし、都市は自由の擁護者となる、ということである。この点でハリントンは、ホッブズやペティがロンドンが過大になり、政治的に危険であると指摘しているのとは、まったく正反対の評価をしているわけであるが、おそらく事実認識そのものにおいては一致しているのであろうし、イギリス革命においてロンドン市のはたした役割を想起すれば、こういう認識が一般的であつたことは、容易に理解しうるであらう。しかしこういう商工業あるいは都市の政治的役割は、手放しで賞讃されているのではなく、やはり農業(=土地所有)との関連においてとらえられているということ、を見逃してはならない。そしてこの農業との関連のなかに、商工業のもう一つの、おそら

(1) The Prerogative of Popular Government, p. 246.

(2) The Prerogative of Popular Government, p. 301.

くより重要な役割があるのである。ハリントンによれば、都市が大きくなり人口がふえると食糧品の需要が増大し、市場がひろがるので、農村も豊かになり、逆に農村の人口がふえると、この過剰の人口は、軍隊や商工業に流れこんで都市を豊かにする、というように、都市と農村の繁栄は相互依存的な関係にあるとされている。⁽¹⁾この相互依存性は、まず農村から商工業が分化し——ハリントンの表現によれば「離乳 (weaning)」し——、この分化した商工業は農産物を需要することによつて農村に繁栄をもたらす——ハリントンの表現では「乳を吸う (sucking)」——という順序で展開されるのであつて、こういう商工業のとらえ方は、有名なスミスの、「農業の子孫としての工業」という考え方を思いおこさせるであろう。ただしハリントンの場合の力点は、商工業の繁栄それ自体にあるのではなく、農業を繁栄せしめるものとしての商工業におかれていることは、かさねて指摘しておく必要がある。

同じような考え方は、イギリスとオランダの工業を比較しているところにもみいだすことができる。ハリントンはこう書いている。「工業 (manufacture) と商業 (merchandise) において、オランダはわれわれの機先を制した。しかし外国の産物に加工している (work upon) 国民は、工業を請けおつて (farm) いるだけであつて、工業はその原料を自国でうみだす国民にのみ、真にうけつがれる、ということが、結局は分るであろう。また、他人の品物を運ぶことと自分の商品を最上の市場 (best market) へもたらすこととは、別事である。したがつて……工業はこの国において、オランダよりもはるかに確実有効な基礎のうえに確立されるにちがいない。⁽²⁾——オランダが当時のイギリスにとつて、ライヴァルであるとともにモデルでもあつたということは、あらためて指摘するまでもなく周知のことからであろうが、ハリントンはオランダがかつては「諸国民の学校」であつたことを認めつつ、しかし最近はその政策の誤りによつて、「世界中でもつとも悲しい悲劇の舞台」となつたとしてその政治的欠陥を指摘し、⁽³⁾むしろイギリスの未来に大きな希望をよせているようであるが、

(1) The Prerogative of Popular Government, p. 300.

(2) Oceana, p. 178.

(3) The Prerogative of Popular Government, p. 288. この欠陥というのは、おそらく1620年にはじまるゴーマリストとアルミニストとの内紛をさすのであろう。

オランダの欠陥はたんに政治的な側面においてのみでなく、上に引用した言葉がはつきりとしめしているように、経済的な側面においても、みごとにとらえられているのである。オランダの商工業の繁栄は、他国の生産物の加工および仲介商業にすぎないというこの指摘は、逆にいえば、イギリス商工業の真の強みが、農業という基礎をもつ点にある、という指摘につながっているわけである。つまりハリントンが土地所有・農業を政治権力の基礎として貨幣所有に優越せしめているのは、たんにそれらの量的な対比にもとづく主張なのではなく、商工業と農業とをその連関性においてとらえつつ、**農業のもつ基底的な役割**をとらえたうえでの主張であつたといわなければならない。重商主義思想が金銀・貨幣を重視し、その獲得の方策として外国貿易を論議の中心とし、そこから貿易の基礎としての国内生産力の問題へすすんでいつたのに対し、ハリントンはこのように、流通過程の分析をもたずに農業の問題へきよにつきすすんでいつたのである。それではハリントンの主張の中心となつている農業の問題にかんしては、どのような分析と提言をきくことができるであろうか。

Ⅱ. 農業について。

以上のようにハリントンは「土地における富」をもつとも基本的なものと考へているのであるが、それではこの「土地における富」とは何であろうか。この点にかんするハリントンの説明は、農業の重要性にかんするその再三の指摘にもかかわらず、きわめて曖昧であるといわざるをえない。ハリントンが農業の重要性を説く場合には、これを「富」の問題として考えるよりもむしろ、農村の生活の素朴さとか、ヨーマンの軍事的な重要性とかいうような、経済外的な考への方が、より重視されているように思われる。しかも「富」の問題として考える場合にも、ハリントンにはいくつかの考へ方がからみあつていたのである。

まず政治権力の基礎として土地所有を考える場合に、具体的にはそれは地代収入を意味しているといえよう。周知のようにハリントンは「オセアナ共和国」で土地所有の最高限度を定める農地法を提案しているのであるが、この土地所有の限度は地代収入年2,000ポンドと定められている。ハリントンの推定では、イングランドの地代年収入の総額は1,000万ポンドとされ、したがつて

土地所有の限度を年収 2,000 ポンドとすれば、地主の数は少くとも 5,000 人になるわけである。このように「土地における富」の具体的な形体は地代収入であり、ハリントンはこれを“dry rent”とよび、「汗を流さずに土地からえられる収入⁽¹⁾」と定義しており、ここからだけ考えると、ハリントンは政治権力の基礎と考えているものは、こういう寄生的な地代に依存している地主階級ということになるであろう。そのかぎりハリントンは、絶対王政のもつとも確実な基礎を王領地からの地代収入にもとめたフォーテスキューなどの考え方を、裏返しにして主張しているだけであつて、半封建的な土地所有そのものは決して否定されていないのである。事実、ハリントンの主張の力点は、土地所有が分散したということにおかれていて、そういう土地所有の分散が土地所有の性質を変えたということや、また変えるべきであるということは、指摘されてもいないし主張されてもいないのである。ふつうのハリントン解釈、とくに R・H・トーニーのそれ、がハリントンのブルジョア的な側面のみを強調しているのに対して、こういうハリントンの半封建的な側面を指摘することはきわめて重要である。それはおそらく、イギリス革命そのものの早熟的、妥協的な性格を反映しているのであろうけれども、さしあたって私は、こういう考え方をハリントンの**寄生地主的な側面**とよんでおこうと思う。

しかしハリントンは完全に寄生地主的な立場にたつて、「土地における富」をすべて地代収入と考えていたのでは、決してない。たしかにハリントンは土地所有の大いさのみを問題としていて土地所有の性質を問題としてはいないのであるけれども、しかし当時のイギリスの歴史的な事実としては、土地所有の規模の変化——トーニーのいわゆる「中規模所領の増大⁽²⁾」——は、そのなかに土地所有方式の質的な転換をふくんでいたのであつて、ハリントンはその点がある程度意識しているように思われる。すなわち、イングランドにかんしては、貴族の大土地所有がすでに解体し、ヨーマン層の中小土地所有が確立しており、「人々は、領主たちに頼つてその施しや服従に生活の資をもとめているのでは

(1) The Art of Lawgiving. p. 457.

(2) R. H. Tawney : The Rise of the Gentry, 1558—1640 (Eco. H. R. vol. xl. no.1, 1941) p. 33. (浜林正夫訳「ジェントリの勃興」71ページ)

なく、自らの財産や勤勉にたよることが、今ではふつうの習慣になつている⁽¹⁾ということが指摘され、ハリントンが提案している農地法は、土地所有関係を変革しようとするものではなく、むしろこういう既成事実を確認するにとどまるものであるとされている。17世紀中をつうじて、いわゆる名門旧家の没落を歎く声は絶えなかつたのであるが、ハリントンは地主層の交替という事実を肯定し、さらに法によつてそれを確認しようとするのである。しかもハリントンの主張は、ある場合には、現状の確認にとどまらず、より積極的に、そういう方向へ現状を変革することにさえむけられている。たとえば、ハリントンは、農地法を実施すれば約300人の地主がその土地を分割せざるをえなくなるであろう、と推定するのであるが、それらの大地主の場合には、土地の分割によつて、かえつてその土地は繁栄するであろう、それはあたかも、ナイル河の支流がいくつにも分れてその流域を肥沃ならしめているのと同じような状態をつくりだすに違いない⁽²⁾、と主張している。あるいはまた、スコットランドやアイアランドにかんしては、ハリントンの主張はイングランドの場合よりラディカルで、農地法はこれらの地方の貴族制を破壊するであろうといい、そうすることによつて人民に自由と土地とが与えられ、これらの地方はもつと改良(improve)⁽³⁾されるであろうとしている。このようにハリントンの提案する農地法は、中小土地所有がすでに成立しているところではそれを確認するにとどまるものであるが、それがまだ成立していないところでは積極的にそれをつくりだし、かつそれをつくりだすことによつて、生産力の向上が可能となるという認識があるのである。そしてこういう生産力の向上を支えるものは先にのべた“dry rent”に対して、「勤勉の収入(revenues of industry)」という言葉であらわされるものであつて、これは地代収入の2~4倍に達するものであり、しかも「勤勉の収入は働くもの、すなわち人民のものである⁽⁴⁾」といわれている。したがつてハリントンにおける大土地所有と中小土地所有との対抗関係は、たんに数量的なもの、あるいは政治的なもの、にとどまるのではなく、質的な

(1) The Prerogative of Popular Government, p. 302.

(2) Oceana, pp. 107—108.

(3) Oceana, p. 111.

(4) The Prerogative of Popular Government, p. 265.

もの、経済的な意味あいをふくみ、いわば生産力の問題をもふくんでいるということができるであろう。働くものの立場から生産力の問題を考えるハリントンのこういう考え方は、先の寄生地主的な側面に対して、**農民的な側面**とよんでよいであろう。

ハリントンのこういう**農民的な側面**を強調しているのはA・L・モートンであるが、⁽¹⁾しかしそういう解釈にも問題は残るといわなければならない。ハリントンの**農地法**は、その当時の人々から、土地の平等化 (levelling) を目的としているのだ、という非難をうけたのであるが、ハリントンはこれに答えて、決してそうではないという弁明をくりかえしているけれども、**事実ハリントンは決して土地の平等化を狙っていたのではない**。土地の平等化というのは、われわれの言葉になおしていえば**分割地所有の確立**ということなのであるが、ハリントンはそういう**小農デモクラシーの主張者**であつたのではない。このことはハリントンの**農地法**における土地所有の最高限度を、2,000ポンドという非常に高いところにおいたことからだけでも、すでに十分に明らかであろう。さらに、⁽²⁾政治的にも、ハリントンは水平派に対するはげしい批判者であつたし、「オセアナ共和国」の政治機構は外見的な民主主義と実質的な貴族支配とを精巧にくみあわしたものとさえ、いいうるであろう。**農地法**が土地の平等化を狙っているという非難に答えて、ハリントンは次のような奇妙な説明を与えている。すなわち、人民は勤勉の収入によつて地代収入以上をかせぐのだから、人民が皆地主になつたら収入が減つてしまふし、また人に傭われて働くものもなくなるであろう、だから土地所有の平等化は不可能だし、人民はそれを望みもしない、⁽³⁾——こういう説明には、地代収入の基礎に勤勉による収入があるという考え方が前提されているわけで、地主＝小作関係、あるいは農業における雇傭関係のなかでのみ「勤勉の収入」が考えられていることをしめしている。だからハリントンは、一方で搾出地代 (rack-renting) を、「隷属の完全なしるしであ

(1) A. L. Morton : The English Utopia, (1952), p. 76.

(2) 水平派の綱領である「人民協定」が、国民の基本的権利の留保を主張しことについて、ハリントンはこれを「まつたくのアナーキーだ」といつている。

The Art of Lawgiving, p. 391.

(3) The Prerogative of Popular Government, p. 265, cf. p. 291, p. 298.

り、共和制のもつとも美しい花をつみとるもの」として非難すると同時に、「他方、地代をあまり楽にすると、怠惰を生ぜしめ、共和制の中軸である勤勉を破壊する⁽¹⁾」といい、あるいはまた、「貧困は人を勤勉にし、中流の資産は人に節度をもたせ、過大な資産は人を放漫にする⁽²⁾」といつて、一方で放漫な寄生的な貴族的大土地所有を非難するとともに、他方では人民を貧困ならしめることによつて勤勉ならしめようという、いわば両面批判とでもいうべき立場をしめすのである。そこには、後期重商主義に特徴的な低賃銀論の萌芽をみいだすことさえできるであろうが、ともあれ、こういうハリントンの両面批判的な立場を、先の二つの側面に加えて、ブルジョア的な、あるいは近代地主的な側面とよぶことができるであろう。

以上のようにハリントンには、寄生地主的、農民的、ブルジョア的ないし近代地主的、というべき三つの側面が、からみあつてあらわれていると考えられるのであるが、それではこの三つの側面のうち、どれがもつとも基本的な面なのであろうか。この問題に答えるためには、ハリントンの経済思想のみでなく、その思想体系全般の検討が必要であらうけれども、さしあたり、もう少し分析をふかめるために、ハリントンにおける生産力の問題をとりあげてみよう。一見したところハリントンには生産力の理論はないようにみえる。その当時のすべての人々が、いろいろなニュアンスの相違はありながら、工業原料の確保とか、新技術の導入とか、外国工業品の輸入制限とか、保護関税の設定とか、あるいは農業の問題については、沼沢地の干拓とか、共有地の囲込みとか、というような問題に言及しているのであるが、ハリントンにはこういうことはまったく問題とされていないのである。その点から考えると、ハリントンは従来の生産力に甘んじていて、生産力のそれ以上の発展を望んでいない、少くとも積極的には考えていない、といつてよいであろう。また生産関係の問題においても、借地権の確立や、あるいは贍本土地所有の廃止というような主張はまったくみられず、その立場は完全に地主的であり、しかも寄生地主的であるようにみえる。しかし、ハリントンが勤勉＝労働の生産性を高く評価し、土地所有の

(1) Oceana, p. 178.

(2) Oceana, p. 183.

平等化に対して、それが生産力の発展を阻害するとみていることは、きわめて重要な意味をもつといわなければならない。「勤勉はすべてのもののうちでもつとも蓄積的 (accumulative) であり、蓄積は平等を嫌う⁽¹⁾」という言葉は、ハリントンのこういう思想のもつとも端的な表明といえることができるであろう。ハリントンからもう少しのちになつて、ウィリアム・テムプルが水平派を批判し、彼らは「自分たちの所領を改良することによつてではなく、隣人の所領をひきさげ、自分たちと同じように惨めにしてしまうことによつて、この国のもつとも豊かな良い人々を平等にしようとする⁽²⁾」といつているが、ハリントンの先の言葉はこのテムプルの言葉へつうじているのであつて、土地所有の平等化による生産力の阻害よりも、あえて不平等をおかしつつも、生産力の発展を望むという考え方がそこに流れており、水平派の小生産者的イデオロギーに対する生産力の観点からする批判を、われわれはそこにみいだすことができるのである。それはテムプルをへて、労働→私有権の成立→生産力の発展というあのロックのシェーマへつながるものであり、そのかぎり、ブルジョア的発展の基本線にそつているといえるのである。ただその場合注意しておかなければならないことは、こういうブルジョア的発展の基本線が、ハリントンにおいては、農民的な側面の十分な強さをともなつていない、ということである。そうではなくて、おそらく、先にあげた三つの側面のうち、農民的な側面がもつとも弱く、むしろ寄生地主的な側面が、農民側面を媒介することなしに、ブルジョア的近代地主的な側面へつながつているのである。イギリス革命の総過程のなかでは、もちろん農民的な生産力発展の要求がなかつたわけではない。いやむしろそれが革命の主体的推進力でさえあつたであろう。しかし、ハリントンに反映されているような、農民側面をあまり強くもたずに、いわば寄生地主的なものからブルジョア的なものへの横すべりとでもいふべき形が、一つの勢力として存在していることも否定しえないであろう。イギリス革命の妥協的性格とよばれるものの基礎はそのようなところにあるのではあるまいか、そしてハリ

(1) A System of Politics, p. 502.

(2) W. Temple : Some Thoughts upon reviewing the Essay of Ancient and Modern Learning, (Works in 2 vols, London, 1720, vol. I, p. 300)

ントンの思想はそのような性格の反映であるのではあるまいか。私はこのことをハリントンの思想体系全般の位置づけからもいいうると思うのであるが、その点に入る前に、経済思想のなお二・三の問題にふれておきたい。

Ⅱ. 人口問題と植民地について。

ジェームズ・ボナーが交易委員会とならんで、もう一つハリントンの重商主義的傾向を指摘している点⁽¹⁾は、その人口論である。ハリントンは「オセアナ共和国」において、人口増加奨励のために、10人以上の子供のあるものには免税、5人以上あるものには半分に減税、逆に結婚後3年以上たつて子供のないものや、25才以上で子供のないものには税金を倍額にする、という方法を提案しているのであるが、⁽²⁾たしかに重商主義者にはこういうたぐいの人口増加策が多いのであるけれども、もう少し立ちいつてハリントンの思想のもつ歴史的な意味をつかもうとすれば、ハリントンのこういう提案をしたという指摘にとどまらず、この提案が狙っている人口の増加という目標が、何のためのものであるかをさぐらなければなるまい。何のための人口増加策かということになると、重商主義者のなかでも見解は分れるであろうが、大ざっぱにいつて初期の絶対主義的な重商主義者の場合には、軍事力として人口増加を望ましいと考える考え方がつよく、後期の、いわゆる固有の重商主義にあつては、それが労働力として要求されているといえるのではなからうか。もしこういう分け方が正しいとすれば、ハリントンはこのうち前者にぞくしているといえよう。このことは先にのべたように、ハリントンの商工業にかんしてはもちろん、農業にかんしても、労働の生産性を十分にとらえることができなかつたということの、当然の帰結なのであるが、あの農地法の提案の場合にさえ、中小土地所有の創設・維持には、政治的・経済的な意義以外に、軍事的な意義も附加されているのであつて、⁽³⁾したがつて、「人民 (people) は国家の富である」という言葉も、⁽⁴⁾物

(1) J. Bonar : Philosophy and Political Economy, (1909), p. 89.

(2) Oceana, p. 97.

(3) たとえば「イングランドが武力においてフランスを圧倒した真の理由は、下層階級に財産が与えられ配分されたことにある」(The Art of Lawgiving, p. 457) という指摘や、軍事力としてのヨーマンの重要性の指摘 (Oceana, p. 69) をみよ。

(4) Oceana, p. 97.

質的な財貨をつくりだす労働力としての人民をさしているのではなく、もつと直接的な、軍事力としての人民という意味をつよくもつているように思われる。ここにもハリントンのもつ古さがあるといつてよいであろう。

人口問題についてのこういう考え方は、植民地にかんしては、これをその経済的機能において——つまり原料生産地あるいは製品市場として——考えるのではなく、もつと端的に領土 (dominion) として考える考え方へ結びつくのである。ハリントンのちよつとあとでペティは、植民地は母国にとつて有害であり、むしろこれを放棄すべきである⁽¹⁾、という主張をかかげるのであるが、ハリントンはペティとはまったく逆に、きわめて積極的に植民地獲得の必要を主張する。ハリントンによると、国家は「維持のための国家 (commonwealth for preservation)」と、「発展のための国家 (commonwealth for increase)」という二つの種類に分けられ、前者は国内は平穏だが外敵の侵入をうけやすく、後者は対外的には強力だが内部から崩壊しやすい、というように、それぞれ長所短所をもつとされている。前者の例としてスパルタ、後者の例としてローマがあげられているが、ハリントンの構想する「オセアナ共和国」は、内部的には安全なのだからすすんで対外的に発展すべきだ、と説かれる。「オセアナ共和国」は海を支配し、世界を支配することができるし、またそうすることが、共和国としての義務なのだ、何故ならそうすることによつて、世界中に政治的・宗教的な自由をひろめることができるから、とハリントンは主張するのである⁽²⁾。この、いわば解放戦争とでもいふべきハリントンの世界支配＝植民地獲得の主張には、自由の拡大というイデオロギー的な要素が大きな比重をしめていて、経済的な必然性を欠いているのであつて、M・フロイントのようにこれを、「帝国主義的」ということは、誤解を生ぜしめやすい規定の仕方といわなければならないし、逆にそのイデオロギー的な要素を重視するのあまり、そこに植民地独立の方向の示唆をよみとろうとするH・F・ラッセル・スミスの解釈

(1) W. Petty : Political Arithmetick, (C. H. Hull : The Economic Writings of Sir William Petty, 1889, vol. I, p. 298, 松川七郎訳「政治算術」119ページ以下)

(2) Oceana, pp. 199—202.

(3) M. Freund : Die Idee der Toleranz im England der grossen Revolution, (1927), S. 103.

(1) も、やや好意的にすぎる過剰解釈のように思われる。ハリントンの植民地獲得の主張の経済的な根拠をしいてもとめるとすれば、それは植民地における新しい土地の獲得ということにあるのであるが、それとても経済的な意味あいよりもむしろ、貴族や兵士への報酬として考えられているのである。

以上、商工業、農業、人口、植民地にかんするハリントンの思想をたどってきたわけであるが、その結果あきらかにされたことをまとめてみると、おおよそ次のようにいうことができるであろう。すなわち、ハリントンの場合には、商業や工業の生産性がとらえられず、主として農業を繁栄させるという役割においてのみ考えられていること、しかも農業にかんしてさえ、基本線としては近代的な生産力発展の方向が一応志向されてはいるけれども、妥協的な性格がかなりつよくこれにからみあつていて、農業における労働の生産性も十分にはつかまえていないこと、したがって人口問題や植民地論においても、古い考え方がつよいこと——ほぼこのようにまとめうると思う。ここからまた、ネガティブな特徴づけをするなら、貿易差額論とか価値論とかによる経済社会の総体的な把握はとうてい望むべくもなかつた、といわざるをえないのである。

しかし、貿易差額論とか価値論とかがみられないにしても、政治権力の基礎に土地所有関係をおくというその特異な唯物論的な社会観は、やはり一つの経済社会の総体的把握をしめしているのではなからうか。もしハリントンがいうように、土地所有関係が固有の法則性をもち、政治がそれによつて規定されて必然的な可証性 (demonstrability) をもつとすれば、⁽³⁾そこには貿易差額論などとはまったく異なつた視角からする経済社会把握がありうるのではなからうか。こういう問題に答えるために、次に私は、個々の経済問題にかんする提案や主張からはなれて、政治と経済の関係という一般的な問題へすすまなければならぬ。

(1) H. F. Russell Smith : Harrington and his Ocen, (1914), pp. 67—68.

(2) cf. The Prerogative of Popular Government, p. 301.

(3) The Prerogative of Popular Government, p. 243.

Ⅱ．政治と経済

ハリントンは経済構造(=土地所有関係)を「土台 (foundation)」という言葉で表現し、政治権力を「上部構造 (superstructure)」という言葉で表現して、前者が後者を規定する、つまり、一人の人が国中の土地を全部所有するときは君主制が生じ、少数の人が所有するときは貴族制、多数の人が所有すると民主制が生じ、土地を所有しないものが無理に権力を保持しようとする、それぞれ、専制、寡頭制、アナーキーが生ずる、と主張している。これが有名な彼の唯物論であるが、このかぎりでは、ハリントンにおける政治と経済の関係は、この上もなく明白であるといえよう。しかしもう少しつつこんでみると、いくつかの曖昧な点があらわれてくるのである。とりわけ、ハリントンの思想の基底になつている土地所有関係は、どのようにして成立し、かつ変動するのか、という問題が、そのいわゆる必然的法則性というとらえ方との関連において、とりあげられなければならないであろう。

まず土地所有の成立についてのハリントンの説明はこうである。「立法論」の最初のところでハリントンは、「詩篇」第115章第16節の、「神は地を人の子に与え給えり」という言葉を引用して、次のようにいつている。「このように土地を人間に与えたということは、いわば土地を勤勉 (industry) に対して売りわたしたことになる。……武力によるにしろ、その他の精神的肉体的な努力 (exercise) によるにしろ、いろいろな種類のこの勤勉の成果から、所有権 (dominion) あるいは財産 (property) の自然的公正が生ずる。財産が法的に確立され、または配分されると、それが自然的公正からかけはなれていても、あるいはそれにそつたものであつても、すべての政府 (government) が生ずる。⁽¹⁾」ここでハリントンは、「労働」という言葉を使わず、「勤勉」という言葉を使つているけれども、またそれもかならずしも生産的労働のみを意味しているのではないけれども、とにかくしかし、労働が私的所有をうみだし、それを法的に確認することから政府が生ずる、という論理をしめしているのであつて、このように私的所有権の歴史的論理的先行性、したがつて優越性、を主張する

(1) The Art of Lawgiving, p. 387.

考え方が、先の唯物論的な社会観の基底をなすものなのである。こういう考え方は、いうまでもなくロックのそれに類似しており、先に引用した「詩篇」の言葉もロックがその「政府二論」の第二篇第五章「私有財産について」のはじめに引用したものであつた。しかしハリントンには、このロック的論理は一貫されていないのである。ハリントンにおける私的所有権は、政治社会の成立に先行する自然的権利なのではなく、政治社会の実定法によつて確認されてはじめて権利となることができるものなのであり、したがつてまた、法によつて改廃しうるものなのである。「財産とは、その国の法律によつて各人のものとなるもの⁽¹⁾」であり、財産権は法的権利 (legal right) であつて、生存権という自然権 (native right) は財産権に優越する⁽²⁾、と主張されるのである。農地法による財産権の制約も、もし財産権が実定法にもとづく権利でなければ、正当には主張しえないはずである。このように財産権を法のもとにのみ認めようとする考え方は、ホッブズ的といつてよいであろうが、とするとハリントンはこの財産権の問題にかんしては、ホッブズとロックとの中間に位置しているといえよう。したがつてハリントンが、政府の基本法の一つとして財産の保護ということを用いる場合にも⁽³⁾、それをロックとまったく同じような意味でうけとるのは誤りであつて、国家は財産を保護する義務をもつと同時にこれを侵害する権利をもつという矛盾した役割をになうのである。つまりロックの場合には財産権の保護自体が政府の目的なのであるが、ハリントンの場合には、財産権を保護する前に、財産権の望ましい配分状態をつくりだすという課題があるわけである。このようにみてくると、土地所有関係が政治権力を規定するといひながら、政治の側から所有関係を規定する可能性——そしておそらくは若干の現実的必要性——があるのであり、またもしそういう必要性ないし可能性がなければ、農地法などというものは不必要かつ不可能だといわなければなるまい。

では次に土地所有関係の変動はどのような法則性をもつものとしてとらえられているのであろうか。ハリントンの説明によると、土地所有関係の変動には

-
- (1) The Prerogative of Popular Government, p. 290.
 - (2) The Prerogative of Popular Government, p. 290.
 - (3) Oceana, p. 106.

二様の様式があり、その一つは自然的変革 (natural revolution) といわれるもので、「たとえば、貴族や僧侶という基礎 (balance) の上にたつ政府が、彼らの所領の衰頹によつて他の基礎へうつるときのように、内部から、すなわち商業によつて生ずる」のであり、もう一つは暴力的変革 (violent revolution) とよばれるもので、「たとえば征服のあとに土地没収がつづく場合のように、外部から、つまり武力によつて生ずる⁽¹⁾」とされている。こういう、いわば原理的な説明は、しかし、古代史やイギリス史にかんする具体的説明の場合には影をひそめてしまつて、個々の事実がならべられているだけであり；ある場合には「神の摂理」というようなものさえもちだされてくるのであつて⁽²⁾、土地所有関係の変動の法則性をあきらかにしようという努力をみいだすことはできないし、先の二つの様式もそれだけでは、とくに重要な意義をもつものとは考えることはできないであらう。

このようにハリントンは、政治権力を規定する「土台」として土地所有関係を考えながら、その独自の法則性をとらえていないのであつて、したがつて政府なり国家なりの基底をなすものとしての経済社会もまたとらえられていない、といわなければならない。そのいわゆる唯物論的な社会観は、政治と経済の関係を明白にとらえているように見えながら、実は政治からはなれた経済というものをつかまえていないのであり、そのかぎり、政治と経済という問題自体がまだ生じていないのである。ハリントンにとっては、国家 (commonwealth) も政府 (government) も市民社会 (civil society) も、実質的に異なつた内容をもつ概念ではない。「コモンウェルスとは人々のシヴィル・ソサィエティにほかならない⁽³⁾」というハリントンの言葉は、それ自体としてはあまり重要な意味をもたないものであるかも知れないが、少くとも国家と市民社会の差が意識されていないことをしめしているといえよう。

ハリントンの有名な唯物論的社会把握が、このように国家に対する**経済社会の優越性を主張するものでない**とすればそれは一体どのような意味をもつものなのであらうか。

(1) The Prerogative of Popular Government, p. 244.

(2) The Prerogative of Popular Government, p. 291.

(3) Oceana, p. 47.

Ⅲ. 自然的なものゝ歴史的なもの

土地所有権がどのようにして成立するものであれ、また土地所有関係がどのように変動するものであれ、とにかく、修道院解散以後のイングランドにおいて土地所有が分散し、国王、教会、貴族の土地所有が減少して平民のそれが増大したということは、ハリントンが身をもつてつかみとつた歴史的な事実であつた。極端にいえば、ハリントンにとっては、このような歴史的な事実だけが重要なのである。というのは、この歴史的な事実にもとづいて政治権力の転移を正当化することが、彼の実践的課題であつたのだから。ハリントンは政治と経済の関係を一般的な公式に定式化しているけれども、彼の主要な関心はイギリス市民革命という特殊具体的な事実にもとづいていたのであつて、公式はたんに事実の裏づけとしてつかまれているにとどまり、一般的な形では分析されていないのである。したがつて、経済関係の基底的重要性という主張にもかかわらず、実はハリントンの関心はきわめて政治的なものなのであり、それを経済構造に即して客観的に分析するという態度は欠けているといえる。

しかしこう考えてもまだ問題は残るであろう。イギリス革命を正当化するということは、うたがひもなくハリントンの実践的課題であつたであろうけれども、しかしその課題に、その時期にごくふつうにみられたように、宗教的イデオロギーや自然法・自然権論で答えようとせず、土地所有関係の変動という歴史的な事実から、これを政治と経済の一般的な関係にまで高めて答えようとしたのは何故であろうか、ということが最後の問題とならなければならない。

この問題については、私はかつて詳細に論じたことがあるので、⁽¹⁾ここでそのくりかえしは避けたいと思う。ただ結論だけを簡単に要約すると、まず第一に、ハリントンには社会契約説批判があり、国家の発生史的な説明があるけれども、しかし自然法思想のもつ合理主義は彼の歴史的な思考方法と矛盾するものではなく、むしろハリントンの歴史的な方法にとりいれられているということ、第二に自然法思想の合理主義が規範的性格をもつイデオロギーとしてあらわれているのに対し、ハリントンはそれを実証的歴史的な必然的法則性としてあらわして

(1) 拙稿「ハリントンとイギリス革命」(歴史学研究 202号、1956年12月)

いること、そして第三に、こういう思考様式の差は、自然法的イデオロギーが何よりもまず現実の変革を要請するものであるのに対して、ハリントンの考え方は現実の若干の部分的変革を要請しながらも、主としては現実の肯定および確認のためのものであること、すなわち、ハリントンの唯物論的歴史観は、自然法的革命思想につながってはいるけれども、革命を積極的におしすすめる立場ではなく、革命の結果を容認し、その成果をうけいれようとする立場を反映しているということ、おおよそこのようにいいうるのではあるまいか。^(補注)ハリントンにおける歴史は、自然的なもの⁽¹⁾と対立するものではなく、また過去の伝統を神聖化するものでもない。自然的なもの——それは神的なものでさえあるが——は歴史をつうじてあらわれるのであり、「国家の諸原理が自然から正しく導きだされているかどうかは、神と世界(=歴史)に訴えて⁽²⁾」検証されるといわれている。こういう歴史観は、歴史をたんなる事実の連続と考えるのではなく、それ自体に発展の契機を内包するものとみることによつて可能となつたのであるが、しかしこの発展の契機が何であるのかをハリントンは明確にしえなかつたのみでなく、現在(=イギリス革命)の時点における歴史的事実を自然的なものとみ、そこに立止つてしまうのである。そしてその故にこそ、ハリントンにおける自然的なものと歴史的なもの、あるいは政治的革命的な態度と経験的実証的な方法とが、矛盾することなく調和しているのであるが、と同時に、その歴史的な思考方法は革命を現段階にとどめようという保守的な役割をになわざるをえなくなるのである。

〔補注〕もしハリントンの思想がこのような立場の反映であるとするなら、私は一つの反問を予想しなければならない。それは、その政治思想においてハリントンの共和主義とは正反対の絶対主義を主張しているホッブズもまた、「革命を消極的にうけいれることのできる……ブルジョア・ジェントリ」⁽³⁾のイデオログであるとされるのであるが、とすればハリントンとホッブズはどのような関係にあるのであろうか、という問題であ

(1) ハリントンにおける「自然的なもの」には、げんみつには二つの意味がふくまれている。一つは、汐の干満のように規則正しく生起する法則的な自然現象という意味であり、一つは、あるべき理想としての、規範的性格をもつた自然という意味である。しかしハリントンは、自然法則の背後に、理神論的な神を考へるのでこの二つの自然観はきわめて接近することとなる。

(2) Oceana, p. 49.

(3) 水田洋「近代人の形成」(1954年) 299ページ。

る。この問題に対して明確な答えを与えるのには、私の準備はまだ不十分なのであるが一つの予想として私は、ハリントンとホップズとの差は彼らの政治思想が対立しているほど大きくなかつたのではないかと考えている。ホップズがその自然権・自然法論にあらわされているような市民的秩序を保障するものとして、それと矛盾するような絶対主権を要請したのは、論理的にはきわめてペシミスティックな人間観の故であり、客観的には彼が代表する階級のブルジョア的発展の弱さの故であると思われるが、ハリントンが市民的秩序の保障をせいぜい農地法にしかもとめず、むしろその秩序の歴史的必然的法則性に信頼しえたのはその代表する階級のブルジョア的発展の強さの故であつて、両者の差はそのかぎりでは同一の階級——ジェントリ層——内部のブルジョア的発展の程度の差にすぎないといえよう。ホップズの右にはやはり「程度の差」のところで国王派のクラレンドンが位置しているといわれるが、こういうように、同一階級の「程度の差」が革命における陣営構成を決定したところに、イギリス革命における階級対立の曖昧さ——しばしば史家の分析を断念せしめるほどの——があるのであろう。私はこの曖昧さをそれとして指摘することが、すつきりとした割りきり方以上に重要であると考えているのだが、だからといって分析を放棄せよというのでは決してない。ただ、本来「程度の差」にすぎなかつたジェントリ内部の対立を、階級的対立にまでおしやつたところの力はジェントリ以外のところにあつたのではないかと考える。その意味ではイギリス革命を「ジェントリ革命」と規定するのは誤りであるが、しかし、さしあつて革命の成果をにぎつたものが、内部対立をふくみつつジェントリとして一括されるものであつたという意味では、「ジェントリ革命」という規定にも十分意味があるといえよう。

IV. 思想史的位置づけ

一般的にいつて重商主義思想においては、その時々国家が所与のものとして前提され、この前提のうえにたつて経済構造の分析が行われるのであるが、ハリントンの場合には前提すべき国家そのものが変革されなければならない、したがつて経済構造は一つのまとまつた全体としては分析の対象となりえなかつたのである。そういう意味ではハリントンは重商主義思想の系列のなかには入らないといわなければならない。しかしそのためにかえつて、重商主義者たちがあまり問題としなかつた農業問題・土地所有関係に目をむけることができたともいえよう。そしてその点ではハリントンは重商主義者よりもかえつてよく近代社会成立の基本線をおさえている、といえるのである。しかしハリントンのこのとりあげ方はきわめて妥協的であり曖昧であつて、早熟で妥協的といわれるイギリス革命の成果をそのままに肯定しているのである。イギリス市民社会がその典型的といわれる資本主義をうちたてるためには、この妥協はやぶ

られなければならないが、それが市民革命から産業革命にいたる一世紀半の反動と抵抗の歴史をいろどるのであるが、思想史的にも、ハリントンにおいて調和せしめられた自然法的合理主義と歴史的思考方法とは、ふたたび分裂していく。すなわち一つはロックをへてスミスにまでいたる市民的な自然権思想であり、もう一つは、ゾムバルトが社会学の先駆的形体とみなしたところの、テムプル、ペティをへてやはり、ファーガスン、スミスへいたるところの、実証的経験的社会把握なのである。そしてこの分裂のなかでハリントンは、その共和主義を高く評価したジョン・トーランドを除いては、⁽¹⁾むしろその保守的歴史主義のゆえにヒュームやバークから高い評価を与えられているのであり、19世紀にいたってハリントンに対する評価が低められたのは、トーニーがいつているように、⁽²⁾産業革命が土地所有の重要性を減ぜしめたからではなく、あるいは少くともそれだけの理由によるのではなく、19世紀がイギリス革命に対する評価を逆転したからにほかならない。ともあれ、自然法思想と歴史的思考方法とが、後者の比重がますます大きくなりつつ、並存していくのとさらに並んで、重商主義思想が流通論的な経済社会把握から次第に生産過程の分析へすすんでいくわけであるが、こうした三つの流れが、市民社会の原理的な把握として統一されるのがスミスの段階であろうし、歴史的な思考方法が現在の時点を正当化するものとしてではなく、真にその内部的発展の契機をとらえることによつて現在の時点への批判の武器となりうるのは、マルクスの段階であろう。ハリントンとマルクスは、たんにその唯物史観的思考様式の形式の類似の故に結びつけられるべきではなく、以上のような思想史的展望のうち正しく位置づけられなければならないし、また、古典派経済学成立史にかんしても、重商主義思想の深化＝脱却のプロセスと、自然法思想史の流れとならんで、おそらくハリントンにはじまると思われる歴史的思考様式の流れがどのような役割をはたし

(1) ただしこのトーランドでさえ、その共和主義を正面から讚美しているのではなく、その反クロムウェルの性格を強調し、ハリントンの共和主義は君主制と矛盾するものではないと力説せざるをえなかつたのである。(cf. Preface to the Works, pp. vii—viii)

(2) R. H. Tawney: Harrington's Interpretation of his Age (Proceedings of the British Academy, vol, XXVII, 1941) p. 199 (浜林正夫訳「ハリントンの時代解釈」(「ジェントリの勃興」所収) 101ページ) 参照。

ているのか; という問題がなげかけられなければならないであろう。

(本稿は1957年5月11・12日、経済学史学会第15回大会において「ジェームズ・ハリントンの経済思想」と題して発表した報告の原稿に、若干の補筆をなしたものである)